第十九条に次の一項を加える。

3　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第十三条第二項の規定の適用を受けようとするときは、前項の品種登録料納付書にその旨及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則第十条の確認書の番号を記載しなければならない。

附　則

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

○農林水産省令第六十二号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十九条第五項及び第三十五条第二項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第八十八条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年九月三十日

農林水産大臣　石破　茂

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「六十三人」を「六十七人」に改める。

第二十九条の三第一項中「リスク管理専門官一人」を「リスク管理専門官二人」に改め、同条第三項中「リスク管理専門官は」の下に「、命を受けて」を加える。

第二十九条の四の見出し中「国際基準専門官」の下に「及び国際協力専門官」を加え、同条第一項中「国際基準専門官二人」の下に「及び国際協力専門官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

3　国際協力専門官は、国際基準課の所掌事務に係る国際協力に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第二十九条の五の見出し中「表示・規格専門官」の下に「、表示適正化専門官」を加え、同条第一項中「表示・規格専門官四人」の下に「、表示適正化専門官一人」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　表示適正化専門官は、日本農林規格による格付の適正化及び農林物資の品質に関する表示の適正化に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第二十九条の六第一項中「四人」を「五人」に改める。

第二十九条の七第一項中「飼料安全専門官二人、動物医薬品安全専門官二人」を「飼料安全専門官三人、動物医薬品安全専門官三人」に改め、同条第四項中「飼料安全専門官は」の下に「、命を受けて」を加える。

第二十九条の八第一項中「四人」を「五人」に改める。

第二十九条の九第一項中「三人」を「五人」に改める。

第三十三条の見出し中「及び国際専門官」を「、国際専門官及び知的財産専門官」に改め、同条第一項中「及び国際専門官一人」を「、国際専門官一人及び知的財産専門官一人」に改め、同条に次の一項を加える。

8　知的財産専門官は、知的財産課の所掌事務に係る知的財産の活用に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第四十一条第一項中「四人」を「五人」に改める。

第四十八条の見出し中「及び経営専門官」を「並びに経営専門官及び法人雇用調整官」に改め、同条第一項中「及び経営専門官一人」を「並びに経営専門官一人及び法人雇用調整官一人」に改め、同条に次の一項を加える。

5　法人雇用調整官は、農業法人に係る雇用の促進に関し調整を要する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第百三十三条第一項中「動物用医薬品審査官二人」を「動物用医薬品審査官三人」に改める。

第三百八十九条第一項中「二人」を「三人」に改める。

別表第三千葉農政事務所の項管轄区域の欄中「南房総市安房郡」を「南房総市　安房郡」に改め、同表静岡農政事務所の項管轄区域の欄中「牧之原市　庵原郡」を「牧之原市」に、「志太郡　榛原郡」を「榛原郡」に改め、同表宮崎農政事務所の項管轄区域の欄中「宮崎郡　南那珂郡」を「宮崎郡」に改め、同表鹿児島農政事務所の項管轄区域の欄中「大口市　霧島市　伊佐郡」を「霧島市　伊佐市」に改める。

別表第七関東の項管轄区域の欄中「富士郡　庵原郡」を「富士郡」に、「志太郡　榛原郡」を「榛原郡」に改め、同表九州の項管轄区域の欄中「串間市　南那珂郡」を「串間市」に、「大口市　薩摩川内市　薩摩郡　出水郡　伊佐郡」を「薩摩川内市　薩摩郡　出水郡」に改める。

附　則

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第三静岡農政事務所の項の改正規定中「牧之原市　庵原郡」を「牧之原市」に改める部分及び同表鹿児島農政事務所の項の改正規定並びに別表第七関東の項の改正規定中「富士郡　庵原郡」を「富士郡」に改める部分及び同表九州の項の改正規定中「大口市　薩摩川内市　伊佐市　薩摩郡　出水郡　伊佐郡」を「薩摩川内市　薩摩郡　出水郡」に改める部分は同年十一月一日から、別表第三静岡農政事務所の項の改正規定中「志太郡　榛原郡」を「榛原郡」に改める部分及び別表第七関東の項の改正規定中「志太郡　榛原郡」を「榛原郡」に改める部分は平成二十一年一月一日から、別表第三宮崎農政事務所の項の改正規定及び別表第七九州の項の改正規定中「串間市　南那珂郡」を「串間市」に改める部分は同年三月三十日から施行する。

○経済産業省令第六十九号

特許法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十年九月三十日

経済産業大臣　二階　俊博

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

様式第二の備考5中「別紙第4号12書式」を「別紙第4号の12書式」に、「特例法施行規則第41条の6」を「特例法施行規則第41条の9」に改め、同様式の備考22を次のように改める。

22　【手数料の表示】の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、【予納台帳番号】には予納台帳の番号を、【納付金額】には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

様式第十三の備考12中「別紙第4号12書式」を「別紙第4号の12書式」に改め、同様式の備考13を次のように改める。

13　【手数料補正】の欄は、手数料の補正をする場合（備考12及び14に該当するときを除く。）において、納付すべき不足手数料の額の特許印紙をはるときは、その下に特許印紙の額を括弧をして記載し、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載し、「（【予納台帳番号】）」の欄は設けるには及ばない。特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる不足手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「【手数料補正】」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【納付金額】」には、納付すべき不足手数料の額を記載し、納付情報による程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるに及ばず、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正を併せてするときは、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。